（食品衛生法の一部改正）

第五条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第六項第二号中「卒業した者」の下に「（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

別表第三欄中「基づく短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「後、三年」を「後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第六条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「第百四条第一項」を「第百四条第三項」に改める。

（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の公認会計士法第九条第二項第二号の規定は、施行日以後に新学校教育法第百四条第三項に規定する学位を授与された者について適用し、施行日前にこの法律による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を授与された者に係る公認会計士試験の短答式による試験科目の免除については、なお従前の例による。

（消防法の一部改正）

第八条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第四項中「者は」を「者でなければ」に、「できる」を「できない」に改め、同項第一号中「卒業した者」の下に「（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項第二号中「取扱の」を「取扱いの」に改める。

第十七条の八第四項第一号及び別表第二中「卒業した者」の下に「（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（建設業法の一部改正）

第九条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号イ中「）」を「卒業した」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第十条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項第一号中「学位」の下に「（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）」を加える。

附則第九項の表備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第二欄に掲げる「短期大学士の学位」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとする。

別表第一備考第二号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同表備考第二号の二中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は」を加え、「これ」を「学士の学位を有すること」に改め、同表備考第二号の三中「には」の下に「、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合」を加える。

別表第二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は」を加え、「これ」を「短期大学士の学位を有すること」に改める。

別表第二の二備考第一号中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）又は」を加え、「これ」を「学士の学位を有すること」に改める。

別表第五備考第一号の二中「には、」の下に「学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）又は」を加え、「これ」を「学士の学位」に改める。

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一備考第二号に規定する学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位には、旧学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を含むものとする。

（測量法の一部改正）

第十二条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二号中「短期大学又は」を「短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は」に改め、「卒業した者」の下に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十一条の六第二号において同じ。）」を加える。

（身体障害者福祉法等の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条第二号

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項第一号

三　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条第二号

（図書館法の一部改正）

第十四条　図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「卒業した者」の下に「（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加える。

（電波法の一部改正）

第十五条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに」を削り、「基づく」を「よる学校において次に掲げる当該」に改め、「応じ」の下に「前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに」を、「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同号ロ中「短期大学」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。）」を加える。

別表第一第三号中「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

別表第四第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同表第五号及び第六号中「学校の」を「学校において」に改める。

別表第五第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同表第四号及び第五号中「学校の」を「学校において」に改める。